

鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) ESG 経営

企業が長期的な成長をとげるために必要な3つの要素「環境（Environment）」「社会（Social）」「企業統治（Governance）」を重視する考え方を実践する経営をいう。

(3) クラウドファンディング

インターネットを通じて、事業計画を公開し、不特定多数の者から寄附を受けることをいう。

(4) ふるさと納税

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、鳥取県内に事務所又は事業所を有する中小企業者（以下「県内事業者」という。）による、ESG 経営につながる新たな商品・サービス開発等の先導的なビジネス展開の取組について、クラウドファンディングの方法による鳥取県ふるさと納税の寄附金（以下「寄附金」という。）を活用して支援することにより、県内事業者の価値向上を図り、市場や取引企業、社会から選ばれる事業者となることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表2に掲げる経費（以下補助対象経費という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費又は間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表1の第3欄に定める補助率を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また、別表1の第4欄に掲げる額の範囲内とする。）とし、事業実施期間は別表1の第5欄に定めるものとする。

3 補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業認定)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、県による事業の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けるためには、様式第1号による事業提案書を県が別に定める期日までに提出しなければならない。

(審査等)

第6条 前条の規定による事業提案書を提出した事業者（以下「応募者」という。）に対し、県は、鳥取県補助金等審査会（鳥取県ESGプロジェクト支援補助金審査会。以下「審査会」という。）において、別に定める審査基準に従い、審査を行う。

2 県は、前項の審査結果について、様式第4号により事業の認否を応募者へ通知する。

3 第1項の審査により事業計画の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、県が契約するクラウドファンディング運営事業者（以下「CF運営者」という。）と所定の手続きを行うものとする。

4 認定事業者は、前項の規定によるCF運営者との手続きが整ったときは、様式第5号により、県に対して速やかにクラウドファンディングを開始する旨の意思表示を行うものとする。

(事業採択の辞退)

第7条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、様式第6号により速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 前条第3項の規定による手続きの過程で、クラウドファンディングの実施が困難になったとき。
- (2) クラウドファンディングにより寄附金を募った結果、目標額に達しなかったとき。
- (3) その他、前条第2項において認定された事業（以下「認定事業」という。）の実施が困難と認められるとき。

(プロモーション支援の交付申請の時期等)

第8条 プロモーション支援の補助金交付を受けようとする認定事業者は、第6条第4項の規定による意思表示とあわせ、交付申請を行うことができる。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第7号及び様式第3号によるものとする。

(クラウドファンディング資金調達支援の交付申請の時期等)

第9条 認定事業について、クラウドファンディングで寄附金を募り、目標額を達成した事業者は、寄附金募集期間終了の日から10日以内に、クラウドファンディング資金調達支援の補助金の交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第10条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第8号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第11条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額を伴う変更
 - (2) 補助事業の規模を大幅に縮小する、又は実施の時期を大幅に遅延する変更
 - (3) 補助事業の内容の変更につながる、経費配分の変更や、新たな支出事由の追加
 - (4) その他、補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、交付決定日の属する年度の3月10日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第9号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第10号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(現地調査等)

第13条 県は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて職員に現地調査等を行わせることができる。

(補助金の支払い)

第14条 県は、規則第18条第1項の通知の後、速やかに補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

(概算払)

第15条 補助事業者は、概算払による本補助金の支払いを希望する場合、1回に限り現地調査前に概算払請求できるものとし、様式第11号を提出するものとする。

2 県は、概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第12号によりあらかじめ通知するものとする。

3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、本補助金にかかる専用口座を設けるものとし、概算払による補助金を補助対象経費の支払い以外の用途に用いてはならないものとする。

4 県は、第1項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

(情報の発信)

第16条 補助事業者は、本補助金で実施した事業について、県内事業者のESG経営の実践拡大に資するため、県が行う情報提供及び発信に業務に支障のない範囲で協力するものとする。

(財産の処分制限)

第17条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第10条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

別表1（第3条関係）

| | | |
|--------------------|--|--|
| 1 補助事業 (補助メニュー) | (1) クラウドファンディング資金調達支援 | (2) プロモーション支援 ※「(1) クラウドファンディング資金調達支援事業」との併用のみ可(単独での活用は不可) |
| 2 補助対象者 | ESG 経営につながる新たな商品・サービス開発等の先導的なビジネス展開の取組について、クラウドファンディングの方法による鳥取県ふるさと納税の寄附金を活用して資金調達を行う、県内事業者 ただし、以下に掲げる(1)から(4)のいずれかに該当する場合は除く (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者 (2) 政治及び宗教に関わる組織又は団体 (3) 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等 (4) その他、本補助金の趣旨に照らして適当でないと判断される者 | |
| 3 補助率 | 10/10 | 1/2 |
| 4 補助金の額 | 補助上限額：本補助金の審査会により認定を受けた額。 ※ただし、事業提案時点における寄附金目標額は、100万円から300万円の範囲内とする。また、寄附申込額が目標額に達しなかった場合は交付しない。 | 補助上限額：10万円 |
| 5 補助対象期間 | 交付決定日から、交付決定日の属する年度の2月末日まで | |

別表2（第3条関係）

(1) クラウドファンディング資金調達支援事業

| 事業区分 | 費目 | 内容 |
|--------------------|--------------|---|
| FS 調査費 | マーケティング戦略費 | 市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略(製品、価格、流通、プロモーション戦略)構築の助言を外部専門家へ依頼する経費 |
| 新商品 (役務) 開発費 | 機械器具費 | 機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費 |
| | 原材料費 | 原材料又は副資材の購入に要する経費 |
| | 技術指導費 | 外部専門家からの技術指導、新商品(役務)のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費 |
| | 外注費 | 開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費 |
| 人材 育成費 | 産業財産権 導入費 | 必要な産業財産権を導入するための経費 |
| | 教材費 | 教材の作成、購入又は借用に要する経費 |
| 設備 導入費 | 受講・講師料 | 研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費 |
| | 設備導入費 | 補助事業の実施に必要な建物、設備(機械装置、工具器具、備品、システム(業務の集約化等により企業全体の生産性向上に寄与するものを含む))の県内事業所への導入費(購入、新增設、改修、リース費用等) ※貸付のために導入する設備は対象外とする。 |
| 広告 宣伝費 | 広告宣伝費 | ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費 ※「(2) プロモーション支援事業」で対象とする経費は除く ※補助対象経費の1/4以内に限る |

| | | |
|------------|------------------------|--------------------------------|
| (共通 経費) | 旅費交通費 | 従業員及び外部専門家等の移動に要する経費 |
| | 会場借料 | 会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費 |
| その他 | 上記以外に、補助事業の遂行に必要と認めた経費 | |

(2) プロモーション支援事業

| 費目 | 内 容 |
|-------|---|
| 広告宣伝費 | クラウドファンディングにおける目標額達成のための広告宣伝費用(ホームページ、チラシ、パンフレット等のPR ツールの作成または広告掲載に要する経費) |

鳥取県知事 平井 伸治 様

提案者 所在地
企業名
代表者職名
代表者氏名

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金事業提案書

鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金交付要綱（令和3年5月 日付第202100046899号鳥取県商工労働部長通知）第3条の交付目的に沿う取組について、クラウドファンディングによる資金調達を行いましたので、別添のとおり事業提案します。

（添付書類）

様式第2号 令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金事業計画書

様式第3号 令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援事業 収支予算書

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金事業計画書

（◎印の付いている項目は、事業認定後にクラウドファンディング運営事業者へ情報提供します。）

1 事業者の概要

| | |
|-------------------------------------|--|
| 団体等名称 及び代表者氏名◎ | |
| 担当者氏名◎ | |
| 電子メールアドレス (PC) ◎ | |
| 電話番号◎ | |
| ファクシミリ番号 | |
| Web サイトや Facebook ページ等 の URL◎ | |
| 内容に相違なければ、 □にチェック ☑を入れてください。 | <input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではありません。 <input type="checkbox"/> 政治及び宗教に関わる組織又は団体ではありません。 <input type="checkbox"/> 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等ではありません。 <input type="checkbox"/> クラウドファンディングのプロジェクトページ作成にあたり、説明に従って自分で操作が出来る程度のPC処理能力を有しています。 |

2 既存事業の概要

| | |
|------------------|---------------------------------------|
| (1) 現在の事業内容 | 現在実施している事業の概要を記入してください。 |
| (2) ESGに関する課題 | 現在実施している事業において、ESGの観点からの課題等を記載してください。 |

3 補助事業計画

| | |
|--------------------|---|
| (1) 事業名 | |
| (2) 事業実施に必要な金額◎ | クラウドファンディングで集めたい金額を記入してください。 _____万円 |

| | |
|------------------------|---|
| <p>(3) 大まかな内訳◎</p> | <p>(詳細は様式第3号でご記入ください)</p> |
| <p>(4) 事業概要◎</p> | |
| <p>(5) 事業目的</p> | |
| <p>(6) 事業内容</p> | <p>(ア) 開発・提供しようとする商品・サービスの内容</p> <p>(イ) 想定する地域、市場及びターゲット◎</p> <p>(ウ) 販売方法及び収益化するビジネスモデルの概要</p> <p>(エ) 応募事業の本県における独自性</p> |
| <p>(7) 実施体制</p> | <p>①事業に従事するスタッフ数や役割、関係機関との連携等※ (ア)クラウドファンディングの実施体制</p> <p>(イ)商品・サービスの開発・提供体制</p> <hr/> <p>②クラウドファンディングにおける目標寄附額達成に向けた取組 (ア) 寄附者に伝えたい想い（共感を得たいポイント）</p> <p>(イ) 今回の取組を広く知ってもらうための工夫</p> <p>(ウ) 寄附者へのお礼（リターン）の内容や工夫※</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>(8) 期待する効果(成果)</p> | <p>(ア) 自社にとっての効果 ※ 「2-(2)ESGに関する課題」 との関連・効果も記入してください。</p> <p>(イ) 取引先や社会全体などに対する効果</p> |
| <p>(9) スケジュール◎</p> | <p>(ア) 補助事業のスケジュール (10月～2月末)</p> <p>(イ) 補助事業終了後の取組のスケジュール</p> |

4 今後の展望

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>今後予定している ESG 経営の要素</p> | <p>3 で記載した事業から繋がる ESG 経営の展望について記入してください。 (資金調達方法や実施体制も含めて)</p> |
|-------------------------------|--|

<その他>

| |
|--|
| <p>連絡時期の指定、確認事項、クラウドファンディング運営事業者への申し送り等があれば記入してください。</p> |
|--|

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援事業 収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

| | 金額 | 備考 |
|------|----|-------------------------------|
| 自己資金 | | |
| 借入金 | | 資金の調達先： |
| 補助金 | | 補助金上限・補助対象経費下限に注意 (千円未満切捨) |
| その他 | | |
| 合計 | | 補助事業に要する経費の合計と一致すること |

2 支出の部

(単位：円)

| 事業区分 (要綱別表2 に記載の事業 区分) | 費目 (要綱別表2 に記載の 費目) | 内 容 (名称、単価、数量を 記載、委託費は委託先 住所を記載) | 補助事業に 要する経費 (税込) | 補助対象 経費 (税抜) | 備考 |
|---------------------------------|-----------------------------|---|------------------------|--------------------|----|
| ○○○費 | | | | | |
| | | | | | |
| ○○○費 | | | | | |
| | | | | | |
| ○○○費 | | | | | |
| | | | | | |
| その他の 経費 | ○○○費 | | | | |
| | ○○○費 | | | | |
| 合計 | | | | | |

(注)

- 1 補助対象経費は100万円以上300万円以下とすること。
- 2 本事業に係る経費のみを記載すること。
- 3 「クラウドファンディング資金調達支援」及び「プロモーション支援」のそれぞれに係る経費は合わせて記入せず、個別に作成すること。

様

鳥取県知事 平井 伸治

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援事業 [認定 ・ 不認定] 通知書

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援事業（クラウドファンディング資金調達支援）について、鳥取県補助金等審査会（鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金審査会）において審査を行った結果、クラウドファンディング実施事業として認定 [する ・ しない] こととしますので、鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 認定額（補助金限度） 金 円
- 3 その他（理由等）

鳥取県知事 平井 伸治 様

申出者 所在地
企業名
代表者職名
代表者氏名

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援事業（クラウドファンディング資金調達支援）
クラウドファンディング開始の申出書

令和3年〇月〇日に認定を受けた令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援事業（以下「認定事業」という。）について、鳥取県の委託したクラウドファンディング運営事業者（以下「CF 運営者」という。）との諸手続きを終え、クラウドファンディング募集準備を開始することを報告します。

記

- 1 認定事業を行う事業者の名称
- 2 認定事業の名称
- 3 寄附金目標金額 金 円
(認定額 金 円)
- 4 クラウドファンディング募集期間
公開予定日 : 月 日
終了予定日 : 月 日

令和3年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

届出者 所在地
企業名
代表者職名
代表者氏名

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援事業認定辞退届

令和3年 月 日付第 号で通知のあった事業認定を下記の理由により辞退したいので、鳥取県 ESG プロジェクト支援事業補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

<辞退の理由>

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金事業計画書
【プロモーション支援】

1 事業者の概要

| | |
|------------------|---|
| 団体等名称 及び代表者氏名 | |
| 担当者氏名 | |
| 電話番号 | |
| ファクシミリ番号 | |
| 電子メールアドレス | |
| 認定された事業名 | ※様式第3号の1(第5条関係)認定通知書に記載された事業の名称を記入してください。 |

2 事業計画

| | |
|-----------------------|---|
| (1) CF事業の概要 | ※クラウドファンディングで寄附金を募る事業の概要を記入してください。(認定された計画書から転記してください) |
| (2)-1 プロモーション事業の概要 | |
| (2)-2 プロモーション事業の詳細 | ※Ⅱ-1の内容について個別に詳細を記入してください。 ① 【時期・期間】 【媒体等】 【内容】 |
| | ② 【時期・期間】 【媒体等】 【内容】 |
| | ③ 【時期・期間】 【媒体等】 【内容】 |
| | ④ 【時期・期間】 【媒体等】 【内容】 |

様

鳥取県知事 平井 伸治

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金（ 支援）交付決定通知書

令和3年〇月〇日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金（ 支援）（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の決定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金交付要綱（令和3年5月 日付第202100046899号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金事業報告書

1 事業者の概要

| | |
|------------------|--|
| 団体等名称 及び代表者氏名 | |
| 担当者氏名 | |
| 電話番号 | |
| ファクシミリ番号 | |
| 電子メールアドレス | |

2 事業報告

| | | |
|---|--|---|
| 補助事業名 | ※交付決定時の事業名を記入してください。 | |
| 事業実施内容 | | |
| 事業成果 (見込み含む) | (ア) 自社においての成果 (イ) ESGの観点で、社会や経済等、他者に対する成果（効果） | |
| 寄附された方 への返礼品の 発送状況（返礼 品有の場合の み） | 返礼品の内容 | 発送状況 |
| | | <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未（発送予定時期： ） |
| | | <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未（発送予定時期： ） |
| | | <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未（発送予定時期： ） |
| ※返礼品の内容を全て記載し、それぞれの発送状況を記載してください。（未発送のものは、発送完了時に改めて報告が必要です） | | |

3 今後の展望

| | |
|-----------------------|--|
| 今後予定している ESG 経営の要素 | ※2で記載した事業から繋がる ESG 経営の展望について記入してください。 (資金調達方法や実施体制も含めて) |
|-----------------------|--|

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者名

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

令和3年〇月〇日付第 号で交付決定のあった令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金交付要綱第14条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 1 本補助金の確定額(確定通知書により通知した額) | 金 | 円 |
| 2 確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 3 実績報告控除税額 | 金 | 円 |
| 4 確定した控除税額 | 金 | 円 |
| 5 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注)確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。

鳥取県知事 平井 伸治 様

団体名
代表者名

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金概算払請求書

令和3年〇月〇日付けで申請した鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金について、鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

| | |
|------------|--|
| 補助金額 | 円 |
| 概算払希望額 | 円 |
| 支払希望時期 | 令和 年 月 日頃 |
| 概算払を希望する理由 | |
| 口座情報 | 銀行名： 支店名： 種 別： 普通 ・ 当座 口座情報： (店番) _____ — (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： _____ ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。 受任者(口座名義人) _____ 受 任 者 住 所 _____ |
| 添付書類 | 専用口座の預金通帳の写し |

第 号
令和 年 月 日

（企業名）
（代表者氏名） 様

鳥取県知事 平井 伸治

令和3年度鳥取県 ESG プロジェクト支援補助金概算払通知

令和3年○月○日付第 号で交付決定（及び 年 月 日付 第 号で変更承認）をした本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

| | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払額 | 円 |
| 3 残 額 | 円 |